

第14号議案

中間市介護保険条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市介護保険条例の一部を改正する条例

中間市介護保険条例（平成12年中間市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「35,622円」を「36,960円」に改め、同項第2号中「49,870円」を「51,744円」に改め、同項第3号中「53,433円」を「55,440円」に改め、同項第4号中「64,119円」を「66,528円」に改め、同項第5号中「71,244円」を「73,920円」に改め、同項第6号中「85,492円」を「88,704円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「92,617円」を「96,096円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同項第8号中「106,866円」を「110,880円」に改め、同号ア中「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同項第9号中「121,114円」を「125,664円」に改め、同項第10号中「128,239円」を「133,056円」に改め、同項第11号中「135,363円」を「140,448円」に改め、同項第12号中「142,488円」を「147,840円」に改め、同項第13号中「149,612円」を「155,232円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度」に、「21,373円」を「22,176円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度」に、「21,373円」を「22,176円」に、「「35,622円」」を「、「36,960円」」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度」に、「21,373円」を「22,176円」に、「「49,870円」」を「、「51,744円」」に改める。

附則第9条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料の算定について準用する。この場合におい

て、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

第2条 改正後の中間市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

中間市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,960円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>51,744円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>55,440円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>66,528円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>73,920円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>88,704円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額と<u>し、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</u>以下同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,622円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49,870円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,433円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>64,119円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>71,244円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>85,492円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下<u>この項</u>において同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p>

(7) 次のいずれかに該当する者 96,096円

ア 合計所得金額が2,100,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 110,880円

ア 合計所得金額が3,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 125,664円

ア・イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 133,056円

ア・イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 140,448円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 147,840円

ア・イ (略)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 155,232円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,176円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,176円」とあるのは、「36,960円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度における保険料率について準

(7) 次のいずれかに該当する者 92,617円

ア 合計所得金額が2,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 106,866円

ア 合計所得金額が3,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 121,114円

ア・イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 128,239円

ア・イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 135,363円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 142,488円

ア・イ (略)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 149,612円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,373円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,373円」とあるのは「35,622円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準

用する。この場合において、第2項中「22,176円」とあるのは、「51,744円」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)

第9条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により第12条第1項第2号、第3号又は第5号に掲げる者のうち市長が必要であると認めるものが、令和元年度分及び令和2年度分の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6

用する。この場合において、第2項中「21,373円」とあるのは「49,870円」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)

第9条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により第12条第1項第2号、第3号又は第5号に掲げる者のうち市長が必要であると認めるものが、令和元年度分及び令和2年度分の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。

号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。